

石川県公報

令和2年2月7日（金曜日）

号 外

（第 6 号）

目 次

監査委員
○住民監査請求に係る監査結果の公表

1

監 査 委 員

住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年2月7日

石川県監査委員 山 本 次 作
同 奥 村 豊 美

（政務活動費に係る住民監査請求の監査結果）

第1 住民監査請求の内容

1 請求人

石川県金沢市小坂町西61番地7 林 木 則 夫

2 請求書の提出

令和元年12月12日

3 請求の内容

請求人提出の石川県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の要旨は、おおむね次のとおりである。（本監査結果においては、できるだけ措置請求書の原文に即して記載したが、項目番号の一部付け替えなどを行った。）

(1) 政務活動費の経費は、地方自治法（以下「法」という。）第100条第14項乃至第16項に基づき石川県政務活動費の交付に関する条例（以下「本件条例」という。）で定められている。

(2) 政務活動費運用基準（マニュアル）（以下「本件マニュアル」という。）は本件条例ではないゆえに、本件マニュアル規定の支出費目も政務活動に要する経費ではない。

それゆえ、本件マニュアル規定の支出費目が政務活動費の経費と認められるためには、当該支出費目が、政務活動であること又は政務活動に関連する経費であることを裏付ける資料も議長へ提出することが必要である。

(3) 政務活動に要する経費の内容は、以下のとおり本件条例第2条第2項別表で規定している。

調査研究費の内容は「会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費」である。

広聴広報費の内容は、「会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」である。

人件費の内容は、「会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」である。

上記各経費の内容に該当しない経費支出は、目的外支出であり、違法支出である。

(4) 稲村健男議員（以下「稲村議員」という。）の調査対象は、調査研究費及び人件費である。

稲村議員の調査研究費支出は、別紙1-1記載のとおり、45支出で92万1020円を政務活動費として充当しているが、同議員が議長へ提出した当該各支出を証する書面では政務活動に要する経費であるとは認められない。

年会費等23支出(4番、6番、8番、9番、10番、14番、15番、17番乃至19番、22番乃至27番、30番、31番、36番、37番、42番、44番、45番)、飲食費10支出(2番、12番、13番、16番、21番、28番、35番、38番乃至40番)、会費5支出(5番、7番、20番、32番、33番)、使途不明の4支出(11番、29番、41番、43番)、旅行代金支出(1番)、お土産代支出(3番)及び参加費(34番)が各1支出である。

上記45支出は、稲村議員が議長へ提出した書面をみる限り、すべての支出が調査研究費の内容規定に合致していないゆえに違法支出である。

すなわち、稲村議員が調査研究費として書面を提出した支出の違法額は92万1020円である。

ところで、稲村議員の政務活動費収支報告書の調査研究費は100万6020円であるゆえに、上記差額は当該支出を裏付ける書面がない架空経費である。

また、稲村議員の人件費支出は、別紙1-2記載のとおり、12支出180万円を政務活動費として充当している。

稲村議員が議長へ提出した当該各支出を裏付ける書面として提出した領収証のただし書きにはすべて「政務活動補助給与」と記載されているものの、各月の支出に対応する具体的な政務活動はわからない。

稲村議員が提出した領収証だけでは当該各支出を裏付ける書面としては不十分であるから違法支出であるゆえに、同議員の人件費支出180万円は、全額、違法額である。

したがって、稲村議員の違法額は280万6020円である。

- (5) 下沢佳充議員(以下「下沢議員」という。)の調査対象は、調査研究費及び人件費である。

下沢議員の調査研究費支出は、別紙2-1記載のとおり、24支出で37万8864円を政務活動費として充当しているが同議員が議長へ提出した当該各支出を証する書面では政務活動に要する経費であるとは認められない。

年会費等16支出(4番乃至7番、9番、11番乃至15番、18番、19番、21番乃至24番)、飲食懇談会費8支出(1番乃至3番、8番、10番、16番、17番、20番)である。

上記24支出は、下沢議員が議長へ提出した書面をみる限り、すべて調査研究費の内容規定に合致していないゆえに違法支出である。すなわち、下沢議員が調査研究費の書面を提出した支出の違法額は37万8864円である。

したがって、下沢議員の調査研究費の違法額は37万8864円である。

また、下沢議員の人件費支出は、別紙2-2記載のとおり、12支出で180万円を政務活動費として充当している。

下沢議員が議長へ提出した当該各支出を裏付ける書面として提出した領収証のただし書きにはすべて「月分給与」と記載されているものの、各月の支出に対応する具体的な政務活動はわからない。

下沢議員が提出した領収証だけでは当該各支出を裏付ける書面としては不十分であるから違法支出であるゆえに、同議員の人件費180万円は、全額、違法額である。

したがって、下沢議員の違法額は217万8864円である。

- (6) 向出勉議員(以下「向出議員」という。)の調査対象は、調査研究費及び人件費である。

向出議員の調査研究費支出は、別紙3-1記載のとおり、112支出で24万5270円を政務活動費として充当しているが同議員が議長へ提出した当該各支出を証する書面では政務活動に要する経費であるとは認められない。

ガソリン代65支出(1番、4番乃至9番、12番、15番乃至22番、25番、26番、31番、32番、35番乃至37番、40番、43番、44番、48番乃至53番、56番乃至62番、67番、68番、71番乃至74番、77番、78番、81番、84番乃至86番、90番、92番、95番乃至97番、100番、101番、104番乃至110番)、E T C利用36支出(2番、3番、10番、11番、13番、14番、23番、24番、33番、34番、38番、39番、41番、42番、54番、55番、63番乃至66番、69番、70番、75番、76番、79番、80番、82番、83番、88番、89番、93番、94番、98番、99番、102番、103番)、年会費10支出(27番乃至30番、45番乃至47番、91番、111番、112番)、使途不明の1支出(87番)である。

上記112支出は、向出議員が議長へ提出した書面をみる限り、すべて調査研究費の内容規定に合致していないゆえに同議員の調査研究費支出の違法額は24万5210円であるが、同議員の政務活動費収支報告書では24万5270円である。

また、向出議員の人件費支出は、別紙3-2記載のとおり、12支出で180万円を政務活動費として充当している。

向出議員が議長へ提出した当該各支出を裏付ける書面として提出した領収証のただし書きにはすべて「政務

調査補助職員に対する給与」と記載されているものの、各月の支出に対応する具体の政務活動はわからない。

向出議員が提出した領収証だけでは当該各支出を裏付ける書面としては不十分であるから違法支出であるゆえに、同議員の件費180万円は、全額、違法額である。

したがって、向出議員の違法額は204万5270円である。

- (7) 田中敬人議員(以下「田中議員」という。)の調査対象は、広聴広報費である。

田中議員の広聴広報費は、別紙4記載のとおり、36支出で199万7871円を政務活動費として充当しているが、同議員が議長へ提出した当該各支出を裏付ける書面では政務活動に要する経費であることが認められない。

会場使用料14支出(4番、5番、7番、9番、12番、13番乃至15番、18番、20番、21番、24番、25番、33番)、緑茶購入代金12支出(1番乃至3番、8番、11番、16番、17番、19番、22番、23番、30番、32番)、葉書購入代金6支出(6番、10番、26番、31番、34番、36番)、使途不明の4支出(27番乃至29番、35番)である。

上記36支出は、田中議員が議長へ提出した書面をみる限り、すべて広聴広報費の内容規定に合致していないゆえに違法支出と推認できるから、同議員の広聴広報費の違法額は199万7871円である。

- (8) 藤井義弘議員(以下「藤井議員」という。)の調査対象は、調査研究費である。

藤井議員の調査研究費支出は、別紙5記載のとおり、222支出で121万0087円を政務活動費として充当しているが、同議員が議長へ提出した当該各支出を証する書面では政務活動に要する経費であることが認められない。

ガソリン代162支出(1番乃至4番、6番乃至11番、13番、15番乃至17番、20番乃至31番、33番乃至36番、38番、40番、41番、43番乃至47番、49番乃至52番、58番乃至60番、65番、66番、68番、69番、71番、73番、78番乃至80番、82番乃至88番、90番乃至92番、94番、96番乃至104番、106番、107番、110番乃至112番、114番乃至117番、119番、121番乃至126番、128番乃至132番、134番乃至138番、140番乃至146番、148番乃至165番、167番、169番乃至171番、173番乃至176番、179番乃至182番、184番乃至188番、191番、192番、195番、196番、198番、200番、202番、204番、205番、208番乃至210番、212番、214番、215番、217番、219番乃至222番)、年会費25支出(19番、48番、54番乃至57番、61番、64番、70番、74番乃至77番、95番、108番、109番、177番、183番、189番、190番、194番、206番、207番、213番、218番)、懇談会等飲食費25支出(5番、12番、18番、32番、39番、42番、53番、67番、89番、93番、113番、118番、120番、127番、133番、139番、147番、166番、172番、193番、197番、201番、203番、211番、216番)、E T C利用分8支出(14番、37番、63番、81番、105番、168番、178番、199番)、海外旅行費(62番)及び航空券・ホテル代(72番)の各1支出である。

上記222支出は、藤井議員が議長へ提出した書面をみる限り、すべて調査研究費の内容規定に合致していないから違法支出である。

すなわち、藤井議員が調査研究費支出の書面として提出した支出の違法額では126万6567円となる。

ところが藤井議員は、政務活動費収支報告書に調査研究費を121万0087円と修正記載しているゆえに、同議員の不当利得額は121万0087円である。

- (9) 請求人は、石川県監査委員に対し、藤井議員を除く各議員の違法額及び藤井議員の政務活動費収支報告書に修正記載した調査研究費の金額が平成30年度に交付された政務活動費の不当利得額であるゆえに当該各議員が民法第704条規定の悪意の受益者であることも加味して、稲村議員に対し280万6020円、下沢議員に対し217万8864円、向出議員に対し204万5270円、田中議員に対し199万7871円、藤井議員に対し121万0087円、及び当該各金額に対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うように請求することを、石川県知事に求める。

(添付書類)

別紙1-1から別紙5まで及び事実証明書1から事実証明書9まで(なお、これらの書面については、監査結果への記載を省略した。)

第2 監査委員の除斥

本件請求は、石川県議会(以下「県議会」という。)の議員に交付された政務活動費に関するものであることから、県議会議員から選任された監査委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の2の規定により、本件監査から除斥した。

第3 請求の受理

本件請求については、法第242条第1項に定める要件に適合しているか審査を行い、令和元年12月17日に所定の要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、令和2年1月8日に、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から新たな証拠の提出はなく、措置請求書に関して補足説明がなされた。

その主な内容は、おおむね次のとおりであった。

- (1) 地方自治法の一部を改正する法律案を議題とする平成24年8月7日の衆議院の第180回国会総務委員会の会議録(事実証明書1)に記載されているように、法改正により名称は「政務調査費」から「政務活動費」に、交付の名目は「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改めるとともに、「政務活動費を充てることができる経費の範囲」は条例で定めることとされ、「議長は、政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする」規定が追加された。この法改正を受けて、石川県議会は、何を政務活動に要する経費とするかについて議論することなく、全国都道府県議会議長会で作った議長会案をそのまま本件条例として制定したが、このことがこれまでの大きな問題点である。

また、議員としての活動に含まれない政党活動、選挙活動、後援会活動及び私的活動は、条例によって対象にすることができないことになったという点が大変重要な意味を持っている。

- (2) 石川県議会議員は、本件マニュアル規定の支出費目が政務活動に要する経費であると誤解しているゆえに、政務活動に要する経費ではない支出費目を政務活動に要する経費であると思い込んでいる。政務調査費の経費として過去の裁判で認められた本件マニュアル規定の支出費目でも、政務活動費の経費であると認められるとは限らない。
- (3) 政務活動に要する経費の内容は、本件条例第2条第2項別表で規定される。法第100条第16項が新設された改正以降は、用途の透明性を求める政務活動費は、本件条例で政務活動に要する経費に対して交付し、政務活動に要する経費に充てる経費であるゆえに、本件条例規定の領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類を添付して議長に提出しなければならないから、その書類は、政務活動に要する経費であることが必要となる。
- (4) 同別表で規定される調査研究費、広聴広報費及び人件費の内容に該当しない経費支出だけでなく、石川県民から違法であると指摘された監査請求においては、当該支出が政務活動に要する経費であることの反証が求められ、当該議員が反証できない支出は目的外支出であると推認されることになり、監査結果としては違法支出となると思われる。

2 監査対象事項

本件請求の要旨及び陳述を踏まえ、監査対象事項は、平成30年度に県議会の会派及び所属議員に交付された政務活動費のうち、請求人が措置請求書において摘示した支出が違法な支出であるかどうかとした。

3 監査対象部局

石川県議会事務局(以下「議会事務局」という。)

4 監査対象部局の監査の経過

議会事務局に対して関係書類の提出を求めるとともに、令和2年1月22日に政務活動費制度の概要及び運用状況並びに請求人の主張に対する見解等について聴取を行った。

その主な内容は、おおむね次のとおりであった。

(1) 政務活動費制度について

政務活動費制度の根拠法は地方自治法であり、同法第100条第14項及び第15項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」(第14項)、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」(第15項)と規定されている。以前、この条項は、政務調査費制度のよりどころとなっていたが、平成24年9月の地方自治法改正により、「議員の調査研究に資するため必要な経費」から「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」へと用途が明確化されたことや名称が「政務調査費」から「政務活動費」へと変更され、さらに、同法第100条第16項には「議長は、第14項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。」という新たな条項が追加されている。

同法の改正に伴い、全国都道府県議会議長会より条例及び規程の例が示され、それらを参考に、石川県でも同年12月、議員提案により「石川県政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月23日条例第22号）」（以下「条例」という。）及び「石川県政務活動費の交付に関する規程（平成13年3月30日議会規程第1号）」（以下「規程」という。）に改正し、平成25年度からは、これらを根拠条例等として、「政務活動費」の運用を行っている。

なお、政務活動費の運用にあたっては、条例、規程の趣旨を踏まえ、「政務活動費運用基準（マニュアル）」（以下「マニュアル」という。）を定めており、上記法令のもとで、このマニュアルを政務活動費の使途等の適否を具体的に判断するためのよりどころとしている。

また、このマニュアルについては、平成24年の条例改正に伴い、平成25年2月、県議会改革推進会議に政務活動費マニュアル検討小委員会を設置し、様々な検討を行い、従前の石川県政務調査費運用基準を改訂するかたちで、平成25年4月から運用が開始されている。

(2) 請求人の主張に対する説明について

ア 「政務活動費運用基準（マニュアル）規定の支出費目は政務活動に要する経費ではないゆえ、政務活動費の経費と認められるためには、当該支出費目が、政務活動であること又は政務活動に関連する経費であることを裏付ける資料も議長へ提出することが必要である」との摘示について

請求人は、「政務活動費運用基準（マニュアル）（以下「本件マニュアル」という。）は本件条例ではないゆえに、本件マニュアル規定の支出費目も政務活動に要する経費ではない。それゆえ、本件マニュアル規定の支出費目が政務活動費の経費と認められるためには、当該支出費目が、政務活動であること又は政務活動に関連する経費であることを裏付ける資料も議長へ提出することが必要である」と主張する。

しかしながら、請求人が「政務活動費運用基準（マニュアル）（以下「本件マニュアル」という。）は本件条例ではないゆえに、本件マニュアル規定の支出費目も政務活動に要する経費ではない」と主張する根拠が不明である。

なお、マニュアルに記載する「支出費目」は、条例別表に定める経費毎に具体的な費目をマニュアルに例示したものである。マニュアルは、条例に定める政務活動費の適正な運用を期すため、具体的な費目ごとに使途基準を明確にし、その使途の透明性の確保を目的として策定されたものであり、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費を記載しているものである。

マニュアルについては、平成28年9月29日の金沢地裁判決で「裁判所において政務活動費の支出が本件使途基準に適合するか否かを判断するに当たっても、当該支出に係る本件運用基準の内容が不合理といえない限り、当該支出がこれに沿うものであるかという点をしんしゃくすべきである」と判断していることから、その内容は条例で定める「経費の範囲」を逸脱していないと考えている。

また、請求人は「本件マニュアル規定の支出費目が政務活動費の経費と認められるためには、当該支出費目が、政務活動であること又は政務活動に関連する経費であることを裏付ける資料も議長へ提出することが必要である」と主張する。

しかしながら、議長へ提出する書面として条例に記載の「収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」については、マニュアルにおいて具体的な様式を定め、政務活動費の適正な運用を図っているものである。

イ 「調査研究費、広聴広報費及び人件費について、本件条例第2条第2項別表で規定している各経費の内容に該当しない経費支出は、目的外支出であり、違法支出である」との摘示について

請求人は、「政務活動に要する経費の内容は、以下のとおり本件条例第2条第2項別表で規定している。調査研究費の内容は「会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費」である。広聴広報費の内容は、「会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」である。人件費の内容は、「会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」である。上記各経費の内容に該当しない経費支出は、目的外支出であり、違法支出である」と主張する。

しかしながら、「上記各経費の内容に該当しない経費支出」とは具体的に何なのか不明である。

ウ 「稲村建男議員が議長へ提出した書面では、調査研究費は、すべての支出が違法支出であり、政務活動費収支報告書の調査研究費との差額は、架空経費であり、人件費は、全額、違法額である」との摘示について

(ア) 請求人は、稲村建男議員の政務活動費に係る調査研究費について、「45支出で92万1020円を政務活動費として充当しているが、同議員が議長へ提出した当該各支出を証する書面では政務活動に要する経費であ

るとは認められない。年会費等23支出、飲食費10支出、会費5支出、使途不明の4支出(11番、29番、41番、43番)、旅行代金支出、お土産代支出及び参加費が各1支出である。上記45支出は、稲村議員が議長へ提出した書面をみる限り、すべての支出が調査研究費の内容規定に合致していないゆえに違法支出である」とし、「稲村議員が調査研究費として書面を提出した支出の違法額は92万1020円である」と主張する。

しかしながら、請求人が「議長へ提出した書面をみる限り、すべての支出が調査研究費の内容規定に合致していない」と主張する根拠が不明である。

また、「使途不明の4支出(11番、29番、41番、43番)」と主張するが、これらは各団体の年会費である。なお、これらの調査研究費の支出は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ適正に報告されており、違法支出額ではない。

- (イ) 請求人は、(ア)の主張に加えて「稲村議員の政務活動費収支報告書の調査研究費は100万6020円であるゆえに、上記差額は当該支出を裏付ける書面がない架空経費である」と主張する。

しかしながら、請求人が添付する別紙1-1に記載誤りがあり、正しくは7番の充当額1万円が5000円、10番の充当額1万円が10万円であり、架空経費ではない。

- (ウ) 請求人は、稲村建男議員の政務活動費に係る人件費について、「稲村議員が議長へ提出した当該各支出を裏付ける書面として提出した領収証のただし書きにはすべて「政務活動補助給与」と記載されているものの、各月の支出に対応する具体の政務活動はわからない。稲村議員が提出した領収証だけでは当該各支出を裏付ける書面としては不十分であるから違法支出であるゆえに、同議員の人件費支出180万円は、全額、違法額である」と主張する。

しかしながら、これらの人件費については、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ適正に報告されており、違法支出額ではない。

- エ 「下沢佳充議員が議長へ提出した書面では、調査研究費は、すべて違法支出であり、人件費は、全額、違法額である」との摘示について

- (ア) 請求人は、下沢佳充議員の政務活動費に係る調査研究費について、「24支出で37万8864円を政務活動費として充当しているが同議員が議長へ提出した当該各支出を証する書面では政務活動に要する経費であるとは認められない。年会費等16支出、飲食懇談会費8支出である。上記24支出は、下沢議員が議長へ提出した書面をみる限り、すべて調査研究費の内容規定に合致していないゆえに違法支出である」とし、「下沢議員が調査研究支出の書面を提出した支出の違法額は37万8864円である」と主張する。

しかしながら、請求人が「議長へ提出した書面をみる限り、すべて調査研究費の内容規定に合致していない」と主張する根拠が不明である。

なお、これらの調査研究費の支出は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ適正に報告されており、違法支出額ではない。

- (イ) 請求人は、下沢佳充議員の政務活動費に係る人件費について、「下沢議員が議長へ提出した当該各支出を裏付ける書面として提出した領収証のただし書きにはすべて「月分給与」と記載されているものの、各月の支出に対応する具体の政務活動はわからない。下沢議員が提出した領収証だけでは当該各支出を裏付ける書面としては不十分であるから違法支出であるゆえに、同議員の人件費180万円は、全額、違法額である」と主張する。

しかしながら、これらの人件費については、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ適正に報告されており、違法支出額ではない。

- オ 「向出勉議員が議長へ提出した書面では、調査研究費は、すべて違法支出であり、人件費は、全額、違法額である」との摘示について

- (ア) 請求人は、向出勉議員の政務活動費に係る調査研究費について、「112支出で24万5270円を政務活動費として充当しているが同議員が議長へ提出した当該各支出を証する書面では政務活動に要する経費であるとは認められない。ガソリン代65支出、E T C利用36支出、年会費10支出、使途不明の1支出(87番)である。上記112支出は、向出議員が議長へ提出した書面をみる限り、すべて調査研究費の内容規定に合致していないゆえに同議員の調査研究支出の違法額は24万5210円である」と主張する。

しかしながら、請求人が「議長へ提出した書面をみる限り、すべて調査研究費の内容規定に合致していない」と主張する根拠が不明である。

また、「使途不明の1支出(87番)」と主張するが、これはガソリン代である。

なお、これらの調査研究費の支出は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ適正に報告されており、違法支出額ではない。

(イ) 請求人は、(ア)の主張に加えて「同議員の調査研究支出の違法額は24万5210円であるが、同議員の政務活動費収支報告書では24万5270円である」と主張する。

しかしながら、請求人が添付する別紙3-1に記載誤りがあり、正しくは9番及び12番の充当額3300円が各3330円である。

(ウ) 請求人は、向出勉強議員の政務活動費に係る人件費について、「向出議員が議長へ提出した当該各支出を裏付ける書面として提出した領収証のただし書きにはすべて「政務調査補助職員に対する給与」と記載されているものの、各月の支出に対応する具体の政務活動はわからない。向出議員が提出した領収証だけでは当該各支出を裏付ける書面としては不十分であるから違法支出であるゆえに、同議員の人件費180万円は、全額、違法額である」と主張する。

しかしながら、これらの人件費については、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ適正に報告されており、違法支出額ではない。

カ 「田中敬人議員が議長へ提出した書面では、広聴広報費は、すべて違法支出である」との摘示について

請求人は、田中敬人議員の政務活動費に係る広聴広報費について、「36支出で199万7871円を政務活動費として充当しているが、同議員が議長へ提出した当該各支出を裏付ける書面では政務活動に要する経費であることが認められない。会場使用料14支出、緑茶購入代金12支出、葉書購入代金6支出、使途不明の4支出(27番乃至29番、35番)である。上記36支出は、田中議員が議長へ提出した書面をみる限り、すべて広聴広報費の内容規定に合致していないゆえに違法支出と推認できるから、同議員の広聴広報費の違法額は199万7871円である」と主張する。

しかしながら、請求人が「議長へ提出した書面をみる限り、すべて広聴広報費の内容規定に合致していない」と主張する根拠が不明である。

また、「使途不明の4支出(27番乃至29番、35番)」と主張するが、27番、28番は県政報告会会場設営費、29番は県政報告会会場費、35番は広報誌作成費である。

なお、これらの広聴広報費の支出は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ適正に報告されており、違法支出額ではない。

キ 「藤井義弘議員が議長へ提出した書面では、調査研究費は、すべて違法支出である」との摘示について

請求人は、藤井義弘議員の政務活動費に係る調査研究費について、「222支出で121万0087円を政務活動費として充当しているが、同議員が議長へ提出した当該各支出を証する書面では政務活動に要する経費であることが認められない。ガソリン代162支出、年会費25支出、懇談会等飲食費25支出、E T C利用分8支出、海外旅行費及び航空券・ホテル代の各1支出である。上記222支出は、藤井議員が議長へ提出した書面をみる限り、すべて調査研究費の内容規定に合致していないから違法支出である」と主張する。

しかしながら、請求人が「議長へ提出した書面をみる限り、すべて調査研究費の内容規定に合致していない」と主張する根拠が不明である。

なお、これらの調査研究費の支出は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ適正に報告されており、違法支出額ではない。

また、請求人が添付する別紙5に記載誤りがあり、正しくは12番の充当額1万円が5000円、62番の充当額50万円が49万1020円、70番の充当額13万円が6万5000円、183番の充当額2500円が2万5000円である。

ク 「不当利得額に対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うように請求することを、石川県知事に求める」との摘示について

請求人は、不当利得額に対する遅延損害金を支払うよう主張しているが、違法支出はないことから、遅延損害金は発生しない。

(3) 政務活動費制度の議員への周知について

県議会では、平成25年や平成29年のマニュアル改訂に際し、議会事務局による説明会を開催し、議員をはじめ会派及び議員関係者にマニュアルを配付している。また、新人議員に対しても当選後直ちに説明会を開いている。

なお、マニュアルの運用については、適宜、各議員に対し個別説明や質疑応答等を繰り返し、さらなる周知徹底を図っている。

(4) 議長の調査権及び議会事務局の審査について

条例第12条に基づく「議長の調査」権により、条例第9条に基づいて、各会派及び議員から毎年4月30日までに議長に提出される収支報告書等、具体的には政務活動費に係る収入及び支出の報告書並びに当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを確認している。また、提出書類となっていない雇用契約書、出勤簿等についても、必要に応じ提出を求め、確認している。

5 関係人に対する調査の実施

法第199条第8項の規定により、措置請求書で摘示されている支出に係る事案について、関係議員に対し、文書による調査を行った。

第5 監査の結果

本件請求については、合議により、次のとおり決定した。

平成30年度に交付された政務活動費のうち、請求人が措置請求書において主張する関係議員の支出は、法第242条第1項に規定する違法又は不当な支出に当たらない。

したがって、本件請求については、棄却する。

以下、事実関係の確認結果及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査及び関係人に対する調査の結果、次の事実を確認した。

(1) 政務活動費制度

ア 根拠法

法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定し、また、同条第15項において、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定し、根拠法としている。

イ 根拠条例等

上記アの規定を受け、石川県では、「石川県政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第22号。以下「条例」という。）」及び「石川県政務活動費の交付に関する規程（平成13年議会規程第1号。以下「規程」という。）」を制定し、これを根拠条例等としている。

その主な内容は、以下のとおりである。

(ア) 政務活動費を充てることができる経費の範囲（条例第2条）

政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費	内 容
調 査 研 究 費	会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	一 会派及び議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 二 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への会派の所属議員並びに会派及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要 請 陳 情 等 活 動 費	会派及び議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	一 会派及び議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 二 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加及び議員の参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派及び議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費

資 料 購 入 費	会派及び議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

- (イ) 政務活動費の交付対象(条例第3条)
政務活動費は、石川県議会における会派及びその所属議員に対し交付する。
- (ウ) 政務活動費の額等(条例第4条)
政務活動費の額は、議員1人当たり月額30万円とする。
- (エ) 会派の届出(条例第5条)
議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、その代表者は、会派結成届を石川県議会議長(以下「議長」という。)に届け出なければならない。
- (オ) 会派の通知(条例第6条)
議長は、毎年、4月1日において届け出られている会派について、同月5日までに、知事に通知しなければならない。
- (カ) 政務活動費の交付の決定等(条例第7条)
知事は、通知を受けたときは、当該年度における政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者又はその所属議員に通知しなければならない。
- (キ) 政務活動費の請求、交付等(条例第8条)
会派の代表者及びその所属議員は、通知を受けた後、毎四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。知事は、請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。
- (ク) 収支報告書(条例第9条)
会派の代表者及びその所属議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。
収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し(第11条第1項において「領収書等の写し」という。)を併せて提出しなければならない。
- (ケ) 政務活動費の返還(条例第10条)
会派の代表者又はその所属議員は、政務活動費に係る収入の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。
- (コ) 収支報告書等の保存及び閲覧(条例第11条)
議長は、提出された収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)を毎年4月30日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
何人も、議長に対し収支報告書等の閲覧を請求することができる。
- (サ) 議長の調査及び透明性の確保(条例第12条)
議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。
- (シ) 収支報告書の写しの送付(規程第5条)
議長は、条例第9条第1項から第3項までの規定により提出された収支報告書の写しを、知事に送付するものとする。
- (ス) 証拠書類の整理等(規程第7条)
会派の政務活動費経理責任者及び政務活動費の交付を受けた会派に所属する議員は、政務活動費の支出について、領収書その他の支出を証すべき書類の整理及び保管をし、これらの書類を毎年4月30日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- (2) 条例の改正と石川県政務活動費運用基準の策定に係る経緯等
ア 政務活動費制度の改正に係る経緯等
政務活動費制度は、地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大する中で議会の活性化を図り、審議能力

を強化する目的をもって、平成12年の法の一部改正により、政務調査費制度として法制化された。その後、平成24年9月に名称を「政務調査費」から「政務活動費」に改める法の一部改正がなされ、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとし、加えて議長は、政務活動費についてはその用途の透明性の確保に努めることとされた。

これを受けて、石川県においても、議員提案により、平成24年12月に条例及び規程が改正され、平成25年3月1日から施行されたところである。

これに併せて、県議会では、石川県議会基本条例（平成22年条例第29号）に基づき設置された県議会改革推進会議において、政務調査費運用基準の見直しの検討が開始され、同会議の実務研究組織として設置された政務活動費マニュアル検討小委員会での様々な論議を経て当該運用基準を改訂し、石川県政務活動費運用基準として、平成25年4月1日から運用が開始された。

また、県議会においては、改正された制度の施行に際して、条例、規程及び新たな運用基準を遵守するため、全議員を対象に説明会を開催するなど周知を図っている。

なお、議員提案により、平成29年3月に条例及び規程が改正され、同年4月1日から施行されたところであり、これに併せて、県議会では、石川県政務活動費運用基準の見直しが行われ、平成29年度交付分から適用することとされた。

この条例改正により、これまでの「政務活動費収支報告書」に加え、「当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」が閲覧の対象とされ、平成28年度以後に交付される政務活動費について適用されることとなった。

イ 石川県政務活動費運用基準について

石川県政務活動費運用基準（以下「マニュアル」という。）は、条例及び規程の趣旨を踏まえ、県議会において策定されたものであり、これらの根拠法令のもとで、政務活動費に充てることができる経費の範囲及び用途等の適否を具体的に判断するよりどころとしている。

また、マニュアルには「政務活動報告書」及び「政務活動費支出証明書」等の記載すべき書類が定められている。

これらの書類は、支出内容の透明性を確保する観点から、条例第9条第4項による「当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」として議長に提出され、議長が保管している。

マニュアルによれば、政務活動費に充当できる費目のうち、本件請求に関連のある主な項目（支出内容、積算又は充当限度等）については、以下のとおりとしている。

(ア) 調査研究費

・交通費

J R、私鉄、バス、地下鉄、航空機、船舶、タクシー等、レンタカー、高速道路等利用料、駐車料金：実費

自家用車利用経費（ガソリン代）：

年間を通じて「① 走行距離で積算する場合 1 km当たり37円（本県応招旅費の現行単価）」又は「② 按分する場合 1台限り、1/3以内（この場合は一括して事務費に計上）」のどちらかの方法を選択する。

・宿泊料（国内の場合）

1泊2食、冷暖房費、サービス料、消費税など：

実費とし、費用弁償の額を上限とする。

（甲地 1万4800円、乙地 1万3300円）

・借上料

会場借上料、機材借上料：実費

・印刷製本費

コピー代含む資料印刷費：実費

・通信運搬費

郵便料等文書通信費：実費

・会費等

実費(ただし、飲食を伴う場合は5000円以内)

・消耗品費

事務用消耗品、看板製作代：実費

・食糧費

飲食代、弁当代：実費(1人当たり5000円以内)

茶菓子等：実費(1人当たり1000円以内)

(イ) 広聴広報費

会場借上料、資料印刷費、郵便料等文書通信費など：調査研究費の基準に同じ。

(ウ) 人件費

政務活動補助職員に対する給与、賃金、手当、社会保険料：

勤務実態があること、雇用実態を明らかにする雇用契約書、勤務実績表、給与支払い簿等を備えること、源泉徴収票が提出されている、支払いが客観的に確認できる、雇用保険等雇用主の義務が発生する手続きが行われている等が必要。実費。按分の場合、議員が雇用する場合は1/2以内かつ月15万円以内、会派が雇用する場合は2/3以内。議員が雇用する場合、常勤職員は1名に限り充当可。親族(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)を雇用した場合は、充当不可

なお、マニュアルには、議員の適切な判断に資するよう、政務活動費を充当するのに適しない例とされている次の経費に係る参考事例が記載されている。

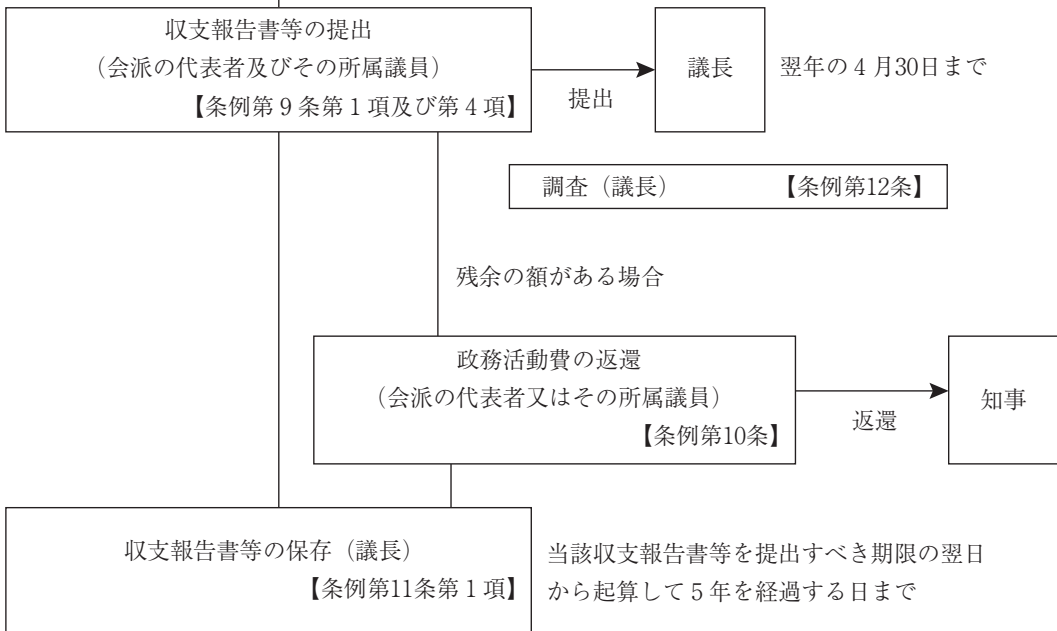
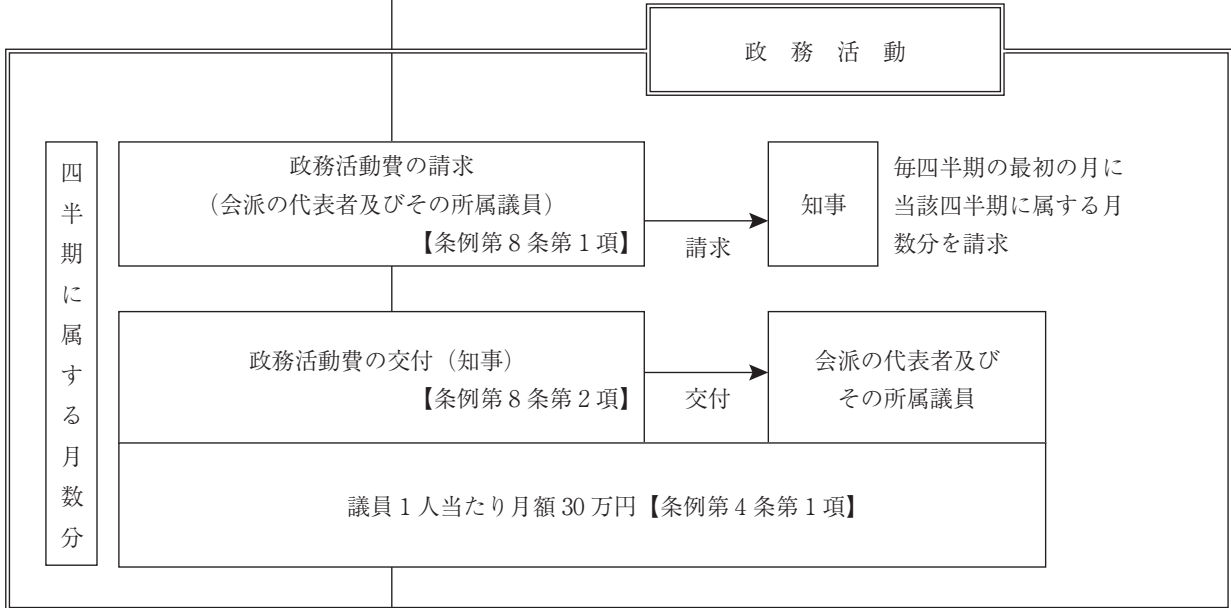
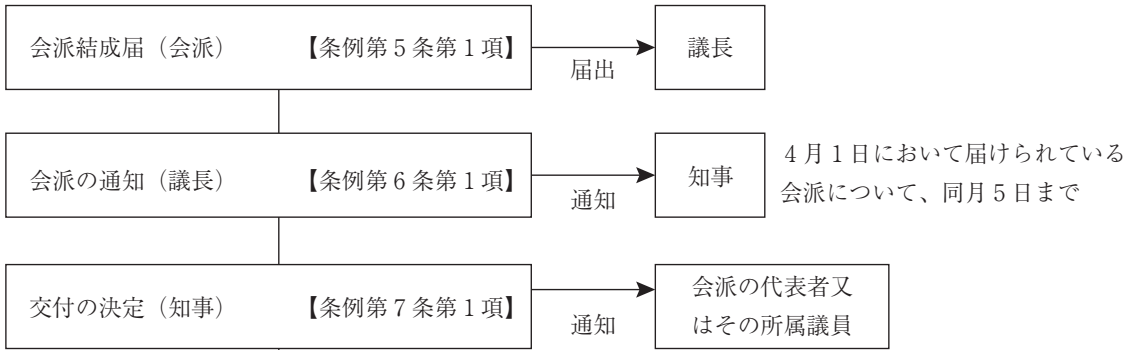
①政党活動、②選挙活動、③後援会活動、④私的経費

これらの経費に加え、次の科目及び費目について充当するのに適しない参考事例が記載されている。

①会議費、②事務所費、③会費

(3) 政務活動費交付手続の流れ

政務活動費の交付手続については、次のとおりである。



2 判断

請求人の主張、議会事務局の説明、関係人に対する調査等に基づき、次のとおり判断する。

(1) 政務活動費制度について

政務活動費制度の根拠規定である法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」と規定し、また、同条第15項においては、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」と規定しているように、その提出先は、議会の代表者である議長となっている。

これらを踏まえ、石川県の政務活動費の交付に関する事務については、条例が制定され、当該条例第2条において、「政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する」と、政務活動費を充てることができる経費の範囲について規定するほか、同条例第13条の「この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める」との規定に基づき規程が定められている。また、県議会は、政務活動費の用途基準をより一層具体化した基準としてマニュアルを定めている。

このように、条例や規程及びマニュアルは、それぞれ県議会において自主的に定めており、また、収支報告書等の提出を求めること及びそれらを調査することの権限が議長に与えられており、政務活動費制度については、法が定める二元代表制の地方自治制度の中で、地方自治法や地方財政法に基づいて知事が一般的に有する財務会計上の管理権が一定程度制約される仕組みとなっている。

さらに、平成21年12月17日の最高裁判決では、政務調査費制度の本旨について、「執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある」と示されている。

加えて、同判決において「政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」としている。

このように、県議会における会派や議員の自主性、自律性を尊重することが求められていることを勘案すれば、政務活動に要する経費の解釈やその適用の可否については、第一義的には、県議会の責任において判断すべきものである。

(2) 政務活動について

そもそも政務活動は、多様な内容を有するものであり、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費であるかどうかの判断については、政務調査費で示された「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かである」との判決（平成22年3月23日最高裁判決）や「議員の調査研究に直接役立つか、これに密接に関連して必要な費用に限定すべき合理的理由はなく、調査研究のために有益な費用も含まれる」との判決（平成16年4月14日東京高裁判決）、さらには、「会派の活動は、(中略)その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、(中略)極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる」との判決（平成19年2月9日札幌高裁判決）にもあるように、多岐にわたる調査研究活動を政務活動として認めるかどうか、また、調査研究のための有益な費用の支出であるかどうかについては、会派や議員の広範な裁量権を尊重し、議員の合理的判断に委ねられているものとなっている。

(3) 政務活動に該当するかどうかの具体的な判断方法について

政務活動費制度については、県議会における会派及び議員の活動の自主性、自律性を尊重することが基本であり、本件請求において、当該支出が政務活動費を充てることができる経費であるかどうかの判断に際しても、原則として、一般的、外形的視点から判断することとし、収支報告書等の記載から明らかに条例に違反し

たもの以外は適法と認め、支出した経費に係る政務活動の具体的内容等についての適合性を審査しないこととした。

ただ、本件請求については、限られた調査期間の中で適確な判断を行う必要があり、また、より適正な監査を行う観点から、請求人から摘示された支出について、経費の具体的な用途等を確認するべく、あらかじめ、関係議員に対し、関係人として調査への任意の協力を求め、提出された文書等によりその内容を確認し、判断に資することとした。

(4) 政務活動費の支出基準（マニュアルの解釈及び運用）について

政務活動費の支出については、「議員の調査研究その他の活動」という法の趣旨に基づき定められた条例及び条例の委任を受けて制定された規程に則して判断すべきものである。

また、マニュアルについては、議会事務局が説明しているように、平成24年9月の法改正に伴い、全国都道府県議会議長会より示された条例及び規程の例を参考に、議員提案により条例及び規程が改正されたことに併せて、政務活動費の適正な運用を期するため、条例で定める政務活動費を充てることができる経費の範囲について、具体的な費目ごとに用途基準を明確化し、その用途の透明性の確保を図ることを目的として、県議会改革推進会議の中に設置された政務活動費マニュアル検討小委員会において、様々な検討を経て改訂され、平成25年4月1日から運用が開始されたものである。

なお、請求人は、マニュアル規定の支出費目が政務活動に要する経費ではないと主張する根拠として、平成24年8月7日の衆議院の第180回国会総務委員会の会議録（事実証明書1）を添付しているが、マニュアルについては、「裁判所において政務活動費の支出が本件用途基準に適合するか否かを判断するに当たっても、当該支出に係る本件運用基準の内容が不合理といえない限り、当該支出がこれに沿うものであるかという点をしんしゃくすべきである」との判決（平成28年9月29日金沢地裁判決）が示されており、今回の判断に影響を与えるものではない。

マニュアルは、法規範性を有するものではないが、条例の定める政務活動費を充てることができる経費の範囲の内容が概括的であること、政務活動費の用途の透明性をより一層確保すること、政務活動費制度が地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大する中で創設された趣旨等を考慮すると、県議会が自らの意思で、議員の自律的な基準を文書化したものと受け止められ、法や条例、規程等を踏まえ、用途基準を一層具体的に細目化したものと考えられ、条例の趣旨に沿わないとみるべき事情もない。こうしたことから、条例や規程及びマニュアルに沿って政務活動費に充てることができる経費の適否を判断することが相当である。

さらに、請求人は、「本件マニュアル規定の支出費目が政務活動費の経費と認められるためには、当該支出費目が、政務活動であること又は政務活動に関連する経費であることを裏付ける資料も議長へ提出することが必要である」と主張しているが、県議会では、政務活動費の適正な運用を図るため、条例第9条第4項に定める「収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」として、マニュアルで政務活動報告書、領収書・政務活動費支出証明書等の具体的な様式を定め、議長に提出されたこれらの書類などを確認するとともに、必要に応じ、客観的に政務活動であることを確認できる証拠資料を提出させている。

(5) 「稲村建男議員が議長へ提出した書面では、調査研究費は、すべての支出が違法支出であり、政務活動費収支報告書の調査研究費との差額は、架空経費であり、人件費は、全額、違法額である」との摘示に対する判断
ア 請求人は、稲村建男議員の調査研究費支出において、「議員が議長へ提出した書面をみる限り、すべての支出が調査研究費の内容規定に合致していないゆえに違法支出である」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「請求人が「議長へ提出した書面をみる限り、すべての支出が調査研究費の内容規定に合致していない」と主張する根拠が不明である」、また、請求人が主張する「用途不明の4支出（11番、29番、41番、43番）」は、「各団体の年会費である」、「これらの調査研究費の支出は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ適正に報告されており、違法支出額ではない」旨の説明があった。

また、関係人に対する調査においても、稲村建男議員から、議員が行う県の事務、地方行財政等に関して、情報収集や意見聴取等を行うための年会費、参加費、視察に係る経費等であり、いずれも調査研究費として適正な支出である旨の回答があった。

加えて、個々の用途についても、政務活動報告書や議会事務局からの説明等を基に調査確認した結果明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出であり、条例、規程及びマ

マニュアルに準拠するものと認められる。

以上のことから、稲村建男議員の調査研究費において、「議員が議長へ提出した書面をみる限り、すべての支出が調査研究費の内容規定に合致していないゆえに違法支出である」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

イ 請求人は、稲村建男議員の調査研究費支出において、「政務活動費収支報告書の調査研究費は100万6020円であるゆえに」、違法額92万円1020円との差額8万5000円は「支出を裏付ける書面がない架空経費である」旨主張していることから、稲村建男議員の平成30年度政務活動費収支報告書及び政務活動報告書について確認した。

その結果、稲村建男議員の平成30年度の政務活動報告書記載の調査研究費の各月の合計額は100万6020円で、政務活動費収支報告書に記載の調査研究費支出額と同額となり、差額は生じないことが認められたことから、「政務活動費収支報告書の調査研究費との差額は支出を裏付ける書面がない架空経費である」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

なお、請求人が添付する別紙1-1に記載誤りがあり、正しくは7番の充当額1万円が5000円、10番の支出金額及び充当額1万円が10万円である。

ウ 請求人は、稲村建男議員の人件費支出において、「議員が提出した領収証だけでは当該各支出を裏付ける書面としては不十分であるから違法支出であるゆえに、同議員の人件費支出は、全額、違法額である」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「これらの人件費については、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ適正に報告されており、違法支出額ではない」旨の説明があった。

また、関係人に対する調査においても、稲村建男議員から、雇用契約を取り交わすとともに、政務活動、各種陳情の受付等の業務に従事しており、政務活動の補助者としての勤務のウエイトはかなり大きい、マニュアルに基づいて給与の1/2に政務活動費を充当したものであり、契約どおり勤務したことを確認している旨の回答があった。

加えて、政務活動報告書や議会事務局からの説明等を基に調査確認した結果明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出であり、条例、規程及びマニュアルに準拠するものと認められる。

以上のことから、稲村建男議員の人件費において、「議員が提出した領収証だけでは当該各支出を裏付ける書面としては不十分であるから違法支出であるゆえに、同議員の人件費支出は、全額、違法額である」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

(6) 「下沢佳充議員が議長へ提出した書面では、調査研究費は、すべて違法支出であり、人件費は、全額、違法額である」との摘示に対する判断

ア 請求人は、下沢佳充議員の調査研究費支出において、「議員が議長へ提出した書面をみる限り、すべて調査研究費の内容規定に合致していないゆえに違法支出である」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「請求人が「議長へ提出した書面をみる限り、すべて調査研究費の内容規定に合致していない」と主張する根拠が不明である」、「これらの調査研究費の支出は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ適正に報告されており、違法支出額ではない」旨の説明があった。

また、関係人に対する調査においても、下沢佳充議員から、議員が行う県の事務、地方行財政等に関して、情報収集や意見聴取等を行うための年会費、参加費等であり、いずれも調査研究費として適正な支出である旨の回答があった。

加えて、個々の使途についても、政務活動報告書や議会事務局からの説明等を基に調査確認した結果明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出であり、条例、規程及びマニュアルに準拠するものと認められる。

以上のことから、下沢佳充議員の調査研究費において、「議員が議長へ提出した書面をみる限り、すべて調査研究費の内容規定に合致していないゆえに違法支出である」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

イ 請求人は、下沢佳充議員の人件費支出において、「議員が提出した領収証だけでは当該各支出を裏付ける書面としては不十分であるから違法支出であるゆえに、同議員の人件費は、全額、違法額である」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「これらの人件費については、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ適正に報告されており、違法支出額ではない」旨の説明があった。

また、関係人に対する調査においても、下沢佳充議員から、雇用契約を取り交わすとともに、政務活動の補助、陳情などの受付等の業務に従事しており、政務活動に関する業務には1/2以上の割合に従事しているが、マニュアルに基づいて給与の1/2に政務活動費を充当したものであり、契約どおり勤務したことを確認している旨の回答があった。

加えて、政務活動報告書や議会事務局からの説明等を基に調査確認した結果明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出であり、条例、規程及びマニュアルに準拠するものと認められる。

以上のことから、下沢佳充議員の人件費において、「議員が提出した領収証だけでは当該各支出を裏付ける書面としては不十分であるから違法支出であるゆえに、同議員の人件費は、全額、違法額である」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

- (7) 「向出勉議員が議長へ提出した書面では、調査研究費は、すべて違法支出であり、人件費は、全額、違法額である」との摘示に対する判断

ア 請求人は、向出勉議員の調査研究費支出において、「議員が議長へ提出した書面をみる限り、すべて調査研究費の内容規定に合致していないゆえに同議員の調査研究支出の違法額は24万5210円である」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「請求人が「議長へ提出した書面をみる限り、すべて調査研究費の内容規定に合致していない」と主張する根拠が不明である」、また、請求人が主張する「使途不明の1支出(87番)」は、「ガソリン代である」、「これらの調査研究費の支出は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ適正に報告されており、違法支出額ではない」旨の説明があった。

また、関係人に対する調査においても、向出勉議員から、議員が行う県の事務、地方行財政等に関して、情報収集や意見聴取等を行うための年会費、参加費、交通費等であり、いずれも調査研究費として適正な支出である旨の回答があった。

加えて、個々の使途についても、政務活動報告書や議会事務局からの説明等を基に調査確認した結果明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出であり、条例、規程及びマニュアルに準拠するものと認められる。

以上のことから、向出勉議員の調査研究費において、「議員が議長へ提出した書面をみる限り、すべて調査研究費の内容規定に合致していないゆえに違法支出である」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

- イ 請求人は、向出勉議員の調査研究費支出において、「議員の調査研究支出の違法額は24万5210円であるが、同議員の政務活動費収支報告書では24万5270円である」旨主張していることから、向出勉議員の平成30年度政務活動費収支報告書及び政務活動報告書について確認した。

その結果、向出勉議員の平成30年度の政務活動報告書記載の調査研究費の各月の合計額は24万5270円で、政務活動費収支報告書に記載の調査研究費支出額と同額となり、差額は生じないことが認められたことから、請求人が主張する、「24万5210円」は「24万5270円」の誤りである。

なお、請求人が添付する別紙3-1に記載誤りがあり、正しくは9番及び12番の支出金額及び充当額3300円は各3330円である。

- ウ 請求人は、向出勉議員の人件費支出において、「議員が提出した領収証だけでは当該各支出を裏付ける書面としては不十分であるから違法支出であるゆえに、同議員の人件費は、全額、違法額である」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「これらの人件費については、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ適正に報告されており、違法支出額ではない」旨の説明があった。

また、関係人に対する調査においても、向出勉議員から、雇用契約を取り交わすとともに、政務活動の補助、住民等からの意見・要望の取りまとめ等の業務に従事しており、政務活動補助職員としての勤務のウエイトはかなり大きい、マニュアルに基づいて給与の1/2(月額15万円が上限額)に政務活動費を充当したものであり、契約どおり勤務したことを確認している旨の回答があった。

加えて、政務活動報告書や議会事務局からの説明等を基に調査確認した結果明らかに適正を欠くと認めら

れるものではなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出であり、条例、規程及びマニュアルに準拠するものと認められる。

以上のことから、向出勉強議員の件費において、「議員が提出した領収証だけでは当該各支出を裏付ける書面としては不十分であるから違法支出であるゆえに、同議員の件費は、全額、違法額である」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

- (8) 「田中敬人議員が議長へ提出した書面では、広聴広報費は、すべて違法支出である」との摘示に対する判断
請求人は、田中敬人議員の広聴広報費支出において、「議員が議長へ提出した書面をみる限り、すべて広聴広報費の内容規定に合致していないゆえに違法支出と推認できる」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「請求人が「議長へ提出した書面をみる限り、すべて広聴広報費の内容規定に合致していない」と主張する根拠が不明である」、また、請求人が主張する「用途不明の4支出(27番乃至29番、35番)」は、「27番、28番は県政報告会会場設営費、29番は県政報告会会場費、35番は広報誌作成費である」、「これらの広聴広報費の支出は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ適正に報告されており、違法支出額ではない」旨の説明があった。

また、関係人に対する調査においても、田中敬人議員から、県政報告広報紙の印刷製本費、県政報告会会場使用料など、いずれも広聴広報活動に要した経費であることから政務活動費としてマニュアルに基づいて適正に支出したものである旨の回答があった。

加えて、個々の用途についても、政務活動報告書や議会事務局からの説明等を基に調査確認した結果明らかに適正を欠くと認められるものではなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出であり、条例、規程及びマニュアルに準拠するものと認められる。

以上のことから、田中敬人議員の広聴広報費において、「議員が議長へ提出した書面をみる限り、すべて広聴広報費の内容規定に合致していないゆえに違法支出と推認できる」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

- (9) 「藤井義弘議員が議長へ提出した書面では、調査研究費は、すべて違法支出である」との摘示に対する判断
請求人は、藤井義弘議員の調査研究費支出において、「議員が議長へ提出した書面をみる限り、すべて調査研究費の内容規定に合致していないから違法支出である」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「請求人が「議長へ提出した書面をみる限り、すべて調査研究費の内容規定に合致していない」と主張する根拠が不明である」、「これらの調査研究費の支出は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ適正に報告されており、違法支出額ではない」旨の説明があった。

また、関係人に対する調査においても、藤井義弘議員から、議員が行う県の事務、地方行財政等に関して、情報収集や意見聴取等を行うための年会費、参加費、交通費、視察に係る経費等であり、いずれも調査研究費として適正な支出である旨の回答があった。

加えて、個々の用途についても、政務活動報告書や議会事務局からの説明等を基に調査確認した結果明らかに適正を欠くと認められるものではなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出であり、条例、規程及びマニュアルに準拠するものと認められる。

なお、請求人が添付する別紙5に記載誤りがあり、正しくは12番の充当額1万円が5000円、62番の充当額50万円が49万1020円、70番の充当額13万円が6万5000円、183番の充当額2500円が2万5000円である。

以上のことから、藤井義弘議員の調査研究費において、「議員が議長へ提出した書面をみる限り、すべて調査研究費の内容規定に合致していないから違法支出である」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

- (10) なお、議会事務局における記載内容の確認をとおして、下沢佳充議員については、支出誤り1件(1万円)が、藤井義弘議員については、費用項目誤り2件があったとして、いずれも議員本人からの自主的な申し出により、既に収支報告書が訂正され、所要の手続が完了していることを確認した。

また、下沢佳充議員の支出誤りの額については、自己資金の支出額を下回っていたものであり、県に損害を与えているとは認められなかった。

- (11) 結び

上記(1)から(9)までの論述でも明らかなように、請求人が求める(5) 稲村建男議員が議長へ提出した書面では、調査研究費は、すべての支出が違法支出であり、政務活動費収支報告書の調査研究費との差額は、架空経費であり、件費は、全額、違法額であること、(6) 下沢佳充議員が議長へ提出した書面では、調査研究費は、す

べて違法支出であり、人件費は、全額、違法額であること、(7) 向出勉議員が議長へ提出した書面では、調査研究費は、すべて違法支出であり、人件費は、全額、違法額であること、(8) 田中敬人議員が議長へ提出した書面では、広聴広報費は、すべて違法支出であること、(9) 藤井義弘議員が議長へ提出した書面では、調査研究費は、すべて違法支出であることとの主張については、

ア 政務活動費の支出に関する事務処理については、「政務活動報告書」、「領収書・政務活動費支出証明書」、「県外等政務活動結果報告書」及び「海外政務活動結果報告書」をもとに、いずれもその支出内容、根拠を十分確認していること

イ 一部の支出については、議員本人からの自主的な申し出により、支出誤り及び費用項目誤りによる収支報告書の修正があったものの、県に損害を与えているとは認められなかったこと

ウ その他の支出については、明らかに用途基準に違反するものは認められず、関係人に対する調査における事実確認を通じて、その内容は、それぞれ政務活動の実態があるものと認められること

などから、用途基準に適合しない違法又は不当な支出とは言えず、したがって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

よって、これらの支出に対し、知事に返還請求権が存在しないものと判断する。

第6 監査委員意見

今回の住民監査請求については、請求人が主張するような法律及び条例に明らかに反する違法又は不当な支出は認められず、また、政務活動費制度の運用等においても直ちに違法と史料されるものはなかった。

しかしながら、今回、政務活動費の一部で誤りがあったことは遺憾である。政務活動費の原資は公金であり、厳格な精査・確認が求められる。

政務活動費の用途については、全国的に政務活動費の私的流用や不適切な使用が一部で明らかとなっていることなどから、依然として県民、国民の関心が高い。

こうした中、県議会においては、これまでも用途の透明化と制度運用の適正化に向けた取組を進めてきており、平成29年度からは前年度分の収支報告書をホームページ上で公開し、政務活動費支出に係る領収書等の写しについても議会図書室での閲覧の対象に加えるとともに、県民等に限定されていた収支報告書等の閲覧請求者の制限を撤廃した。さらに、運用の基準の明確化を図るためマニュアルの改訂を行い、平成29年度以後に交付された政務活動費に適用されている。

県議会においては、これまでの経過等も踏まえ、用途基準等の明確化や透明性の向上への取組を不断に進めるよう期待するところである。

とりわけ、以下の事項については、より重点的な対応がなされるよう求めるものである。

1 政務活動費制度は、議員の広範な裁量の下で運用される一方、公金で賄われていることを踏まえ、常に厳格な管理と高い説明責任が求められるものである。

今後とも、透明性の確保に十分配慮し、住民に対する説明責任をしっかりと果たしていただきたい。

2 政務活動費の運用の基準を明確にし、その経費の適否の判断に用いているマニュアルについては、日頃からその内容を十分に説明するなどし、議員等が適正に運用することができるよう、引き続き周知徹底に努められたい。

3 政務活動費に係る収支報告書については、これまでも内容の精査・確認の不備等により提出後に修正する事案が一部において見受けられることから、提出前に、より一層の精査・確認に努められたい。

4 議会事務局においては、議長の調査権に係る事務と知事の補助執行機関としての事務を執行するところ、事務処理体制の拡充強化を進めてきたが、引き続き関係書類の確認、審査及び結果の記録に万全を期し、審査精度の更なる向上に取り組まれたい。

そもそも議員等の一定の活動に対し公金を支出する本制度は、議会と執行機関の間の相互に抑制と均衡のとれた関係の中で、自主的、自律的に運用することが想定されているものである。ゆえに、議員等の責任において適正に執行されなければならないことを改めて認識するとともに、本制度の趣旨に鑑み、必要と認められる場合には有効に活用し、県民の負託と信頼に応える確かな政務活動を強く期待し、意見とする。